

◎新潟県告示第155号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、両津港港湾計画を次のとおり変更した。

令和2年2月14日

両津港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 港湾計画の変更年月日

令和2年2月6日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 旅客船ふ頭計画

地区名	施設	能力
湊地区	岸壁 ふ頭用地	水深7.5m 2バース 延長90m 面積6ha

(2) 水域施設計画

地区名	施設	能力
湊地区	泊地	水深7.5m 面積1ha

(3) 土地造成計画

地区名	用途	能力
湊地区	ふ頭用地	面積1ha

(4) 土地利用計画

地区名	用途	能力
湊地区	ふ頭用地	面積12ha
	港湾関連用地	面積1ha
	都市機能用地	面積1ha
	交通機能用地	面積2ha
	危険物取扱施設用地	面積1ha
	緑地	面積4ha

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

佐渡市両津湊198番地 佐渡島開発総合センター2階

新潟県佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎